

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 八年 四月 二十一日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こぐま診療所	山口市大内中央二丁目五十一番五	令和 八年 六月 一日
かわい腎泌尿器科クリニック	防府市植松五五九十一 コスパメディカルビル一F	〃
花岡医院	下松市大字末武上一二三九	〃
ふくもと内科・循環器科	岩国市御庄三丁目一〇二の七	〃
増本クリニック	柳井市天神一八番九号	〃
ジョイ皮ふ科クリニック	山陽小野田市中川六丁目四番一号おのだサンパーク東館	〃
岩本医院	岩国市周東町下久原二四八〇の一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
令和 八年 四月 二十一日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 なかしま歯科医院	下関市熊野西町八番三五号	令和 八年 六月 一日
田中宏明矯正歯科	下関市稗田南町六番一二号 蔵本ビル二階E号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 八年 四月 二十一日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サンキュードラッグ 新椋野薬局	下関市新椋野三丁目一番一〇号	令和 八年 六月 一日
成和薬局高水前店	岩国市尾津町二丁目二三番一三号	〃
今津調剤薬局	岩国市今津町二丁目一七番一八号	〃
ひまわり薬局光店	光市室積松原四番四号	〃